

## 全国の先進組合

ご紹介します！

### 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合

#### ●クラウドファンディング実施でコロナ禍の組合員を支援

##### ■背景・目的

インバウンド需要で好調に推移してきたホテル旅館業界であったが、コロナ禍により休館を余儀なくされる組合員も出るなど危機的状況に陥っていた。この状況に危機感を持った青年部は、行政の支援を待つだけでなく自らで打開をしようと決意した。そこで、青年部は組合でクラウドファンディングを実施して組合員を支援することを提案し、理事会の決議を経て実施を決定。また、支援者には県内の宿泊施設利用を通じて茨城の魅力を多くの人に伝えることとした。

##### ■取組みの手法と内容

まず、青年部でクラウドファンディングのスキームを固めたうえで、全組合員に希望調査を行ったところ、手数料を負担することに抵抗を感じる組合員がいた。そのため、クラウドファンディングの支援方法として支援者が希望する宿泊施設を選択して、購入（支援）金額の10%を上乗せした宿泊旅行券をリターンする購入型のほかに、リターンなしの寄付型を導入した。寄付型の支援金から運営費用を賄い、賄えなかった分は青年部の予算から支出することとして、組合員は実質参加費用無料の仕組みを構築したことで参

加組合員が増加していった。

クラウドファンディングは、令和2年5月18日から6月30日の期間で募集し、コロナ禍での旅館業・ホテル業の救済措置だけではなく、「宿泊施設の利用を通じて茨城県の魅力を多くの人に伝えたい」という想いを込めた。また、茨城県のサポートを受けてプレスリリースを行ったことでメディアに多数取り上げられた。結果として、県内外からの支援の動きが広がり目標金額を上回る支援を得ることができた。最終的に運営費用は寄付分で賄うことができ、残金は参加組合員すべてに均等割りして配分した。

支援者の多くは県内在住で組合員企業を利用した経験があり、参加組合員は足元のお客様を大切にすることの重要性に改めて気づくことができた。

##### ■成果とその要因

獲得目標金額を上回ることができた要因としては、組合員の想いに支援者が共感し、青年部が実行部隊としてスピード感をもってすべての業務を執行したことがあげられる。また、個々のホテル・旅館での取り組みではなく組合全体で実施したことで、組合員が組合の意義を再度確認することができ、今後の組合活動に向けて大きな経験となった。

## 組合のひろば

### ●三重県コンピュータ業協同組合

#### 情報処理技術者試験に合格した県立高校生に図書カードを贈呈

三重県コンピュータ業協同組合（小柴眞治理事長）は、経済産業省が認定する情報処理技術者試験に挑戦している高校生を支援しており、2月26日（金）、情報処理技術者試験のスキルレベル2以上（基本情報技術者試験、応用情報技術者試験等）に合格し、県立高等学校を令和3年3月に卒業する生徒16名に、図書カードを贈呈しました。

今回は、三重県立松阪商業高等学校に組合の理事長である小柴眞治氏（株式会社三重電子計算センター 代表取締役社長）が訪問し、川瀬幸史校長に目録を、5名の代表生徒に図書カードを手渡しました。

小柴理事長からは「業界に携わっている人でも合格が大変難しい試験に合格され、誠におめでとうございます。これからも更に上を目指して情報処理技術者試験に挑戦し、頑張ってください。三重県コンピュータ業協同組合としても僅かですが支援させていただきます。」とエールを送りました。



## Notice



### 三重労働局からのお知らせ

#### 令和3年7月1日から「母性健康管理指導事項連絡カード」が変わります！

母性健康管理措置とは、保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。「妊娠したこと」や「母性健康管理措置を求めたこと」などを理由として、解雇すること、退職勧奨すること、契約更新をしないこと、パートへの身分変更を強要することなどは法律で禁止されています!!

母性健康管理措置の申出の際に利用できる「母性健康管理指導事項連絡カード」様式が改正されます。

□当該カードは厚生労働省ホームページが「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。▶<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の対象期間は令和2年5月7日～令和4年1月31日まで。

□新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください。▶[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)（厚生労働省HP）



従業員100人以下の事業場対象

### 業務改善助成金のご案内

地域別最低賃金改訂前がおススメ

事業場内の最低賃金（874円～904円）を一定額以上上げ設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。  
申請期限：令和4年1月31日 事業完了：令和4年3月31日 ※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。

お問い合わせ先



三重労働局 雇用環境・均等室  
☎059-226-2318

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）  
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>